

令和6年度第1回福島県環境影響評価審査会

議事概要

(令和6年5月28日開催)

1 日 時

令和6年5月28日（火） 10時00分～10時50分

2 場 所

杉妻会館3階「百合」（福島市杉妻町3-45）

3 議 事

（仮称）栗子山風力発電事業環境影響評価準備書

4 出席者等

- （1）環境影響評価審査会 8名
- （2）事業者 8名
- （3）事務局 4名
- （4）傍聴人 6名

5 議事概要

議題については、福島県環境影響評価審査会長を議長として審議を進めた。

- (仮称) 栗子山風力発電事業環境影響評価準備書
事業者が事業概要の説明及び審査会委員・専門委員から事前に質問した事項に対する回答を行い、その後、以下のとおり質疑応答を行った。

【審査会委員・専門委員】

騒音の環境基準の考え方について、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の道路騒音の環境基準である 70 デシベル、65 デシベルというのは、特例の基準です。国道なら全て当てはめてよいかというと、それは違います。幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準の表の下の備考欄に、なんと書いてあるか御存じですか。

一日中騒音に暴露されていて、窓を閉め切らないといけないような生活を送っている人が、屋内基準として、昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下を満たせば、環境基準を達成したとする上で、それぞれプラス 25 デシベル、これは窓を締め切ったときの遮音性能が 25 デシベルあるものとして、昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベルという基準が適応されたという経緯になります。

なぜこういった形に考えられたかということ、平成 7 年の国道 43 号線訴訟の中に、その旨の記載があって、それに応じて平成 10 年に環境基準が改正されています。

国道であっても、絶えず車が往来していて窓を閉め切らないといけないと判断するものでないならば、この特例の環境基準を当てはめるのは正しくはないと判断します。

環境基準を達成する、しないは一つの目標ではありますが、事業対象地域は静かな環境にあって、そのような場所に御社がこの事業で発生する環境影響に対してどう配慮するのか、その点で住民に御説明頂くほうが妥当だろうと思います。まず 1 点、騒音の環境基準の考え方が違うのではないかという点を指摘させていただきます。

また、資料 3 事前質問 No.9 について、騒音の値にばらつきがあることについては、風や雨の影響があったとお答え顶きましたが、荒天時のデータは除くなり注釈をつけるなり、なるべく荒天時の影響を排除した結果をお示し頂ければと思います。風車建設時に発生する資材の運搬車両が一番影響すると思いますので、その影響が反映されるようよろしくお願いします。

さらに多くの方が、低周波音等について心配をされているようなので、供用後にも適宜説明を行えるようにして頂くことで、今後の事業やリプレースにもつなげていけるものと思いますので、御検討をお願いします。

【事業者】

まず、騒音の環境基準の考え方についてお答えします。

御指摘のことはよくわかりました。しかし以前、別の風力発電事業について国の審査を受けた際に、「道路に面する地域」ではなく、特例の「幹線交通を担う道路に近接する空間」を当てはめるよう指摘を受けた経緯もあり、この特例の環境基準を当てはめております。

また、その地域に類型指定がない場合の考え方について、環境省へ問い合わせたところ、類型指定がない場合は環境省として特に言うことはないとの回答でした。

【審査会委員・専門委員】

環境省ではなく、地域の実情に応じて考えるということで地方自治一括法案により基礎自治体である米沢市の考えによると思います。

高い基準だから、ここまで騒音を出してよいというものではなく、静かな環境であるという前提に対して、どう配慮して、騒音を小さくしていくかというところがキーポイントなので、わざわざ高い基準を示すような見せ方はしないで頂きたい。こういう努力をして騒音を軽減していきます、という姿を見せていく方がよりよいのではないかと思います。

【事業者】

ありがとうございます。環境基準に適合する、しないだけではなく、現状に対して何デシベルの影響がありますとか、たとえばミキサー車などは通行が集中する期間は限られていますので、そういった点を丁寧に説明して御理解いただけるようにしていきたいと思います。

騒音測定時の荒天についてお答えします。雨天時のデータを用いているのは誤りでした。4日目と5日目のデータがございますので、評価書ではそちらに差し替えさせていただきます。風の影響については、風車騒音測定マニュアルで有効とされるデータのみ使用しております。その範囲での強弱というところがございます。

低周波音については、予測評価の結果では問題とならない数値となっておりますが、地元の方や御懸念されている方へは丁寧に御説明してまいりたいと思います。

【審査会委員・専門委員】

放射性物質についてお伺いします。対象事業実施区域は比較的汚染は少ないと思いますが、沈砂池に貯まった土砂を浚渫した際、外部に搬出するか教えてください。搬出する場合は、土砂の放射性物質濃度を測定し、高くないことを確認してから搬出して頂きたいと思います。

もう1点、沈砂池に貯まった水についても、放射性物質の流出を避けるため、濁水は外部に出さないようにして頂きたいと思います。いかがですか。

【事業者】

沈砂池の浚渫土につきましては、工事中は基本的に同じヤード内での場内処理を想定しております。

沈砂池に貯まった水については、現状、場内で処理するのは難しいと考えておりますので、傾斜の緩やかな谷側へ排水する、流出させる計画になっております。

【審査会委員・専門委員】

私のコメントは、特に風雨が激しい時には水がかき回され、そういう時に放射性物質が含まれますので、濁水は流出させないでくださいということです。

浚渫土について、工事中についてはお答え顶きましたが、供用中、これからずっと長くかかると思いますので、土砂を外部に搬出することがある場合には、放射性物質濃度を確認しながら出して頂きたいということです。この2点です。

【事業者】

ありがとうございます。土砂について、場外へ処分する場合は、今ほどの御指摘について配慮するようにいたします。

【審査会委員・専門委員】

水についてもお願いします。よろしいでしょうか。

【審査会委員・専門委員】

濁水には放射性物質が含まれるおそれがあるので、出さないでくださいという点についてです。いかがでしょうか。

【事業者】

水については、計測値で汚染されていないことがわかった場合も出さないようにしなければならないというご指摘でしょうか。

現状、高い空間線量が確認された場合等においては、土砂だけでなく、伐採した樹木についても外部へ出す場合は、そのまま処分できないので、関係機関へ協議する計画にしています。

ですので、空間線量の計測を行うといった対応でよろしいでしょうか。それとも、いったん沈砂池に入った水はそのまま流出させてはならないという御指摘でしょうか。

【審査会委員・専門委員】

沈砂池に入った水は、ある程度貯まったら出さざるを得ないと思います。そういう時に、濁水になると、土壌が放射性物質を含んでいる可能性がありますので、確認してから出すようにして頂きたいと思います。

工事中のみではなく供用中についても、この2点は指摘しておきたいと思

ます。

【事業者】

現状、供用中については、緑化ですとか崩落対策を行っているのですが、基本的には沈砂池に工事中のように大きく土砂が堆積しない計画としておりますが、堆積物がある場外に処分をしなければならない場合には、計測を行うということで承知いたしました。

工事中の沈砂池の排水につきましても、放射性物質濃度の測定等について検討させていただきます。

【審査会委員・専門委員】

私も日本全国いろいろ風力発電や太陽光発電の施設について調べたりしておりますけれども、特に本事業について、工事中含めて、山の土壌がむき出しになる、景観の悪化ということになりますので、近くの住民等含めて懸念が多くなると思います。むき出し構造が長引かないよう、短時間で対処できるようにお願いしたい。その方法として、動物が地面に潜り込むのを防ぐような緑化シートとか、木質チップを敷くとかによって、山の地肌が表に出ないように尽力することが必要だし、当然、法面には低木種の土着植物の植栽というのはやられると思いますけれども、そういった点含めて、極力工事中含め土壌がむき出しにならないようにして、景観が悪くなったという訴えがよく出ていますから、そういった点含めて御対処くださると幸いですのでよろしくお願いします。

【事業者】

ありがとうございます。緑化シート、チップ材の活用につきましては現状工事中の計画をしておりますが、今ほど頂きました緑化につきましても、施工できる場所等があるかどうか含めて、今後検討させていただきますのでよろしくお願いします。

【審査会委員・専門委員】

対応法は分かりましたが、特に考慮すべきことは、日本全国どこでもそうなんですけど、今住民の方々、再生可能エネルギーに対して非常に勉強されております。そういう点も含めて、環境問題、特に景観については厳しい目が向けられていますから、今おっしゃったようなところに尽力をよろしく願います。

【事業者】

はい。ありがとうございます。

【審査会委員・専門委員】

私からは、人と自然のふれあいの場という観点でお話しさせていただきたいと思

います。

ここは景色が良くて、人々が自然と触れあう場ということで、情報収集して頂いたとあります。情報収集して頂いたんですが、役場のホームページからということが多くて、実際にその場所で活動しているような団体だとか、そういうところにもヒアリングしたほうがよいかと思います。

コンサルさんなどはもちろん全国でお仕事されていますので、自然と人間の普遍的な価値観というものをよく把握されていると思いますけども、この置賜地域、米沢地域、福島市もそうだと思いますが、独特の山の中での古くからの信仰、例えば草木塔だとか、そういうものがあつたりします。色々な活動が行われていたりするので、地域特有の、固有の価値をもう少し深掘りして、考えて頂くと、環境影響評価だけではなく、地域とのリスクコミュニケーションというもおおいに図られると思います。

こういったところを工夫されたり、調査されたのであれば記載して頂くとうろしいかなと思いますので、よろしくお願いします。

【事業者】

はい。これまでももちろん方法書手続きですとか、地元への住民説明会などでそういった御意見などあれば、できるだけ汲むようにはいたしております。これまでのところをもう一度整理して、図書の中に書ける部分があれば書いていきたいと思っております。ありがとうございます。

【審査会委員・専門委員】

私の方からは、今回報告していただいたイヌワシの追加調査についてですが、現在速報の段階で、非公開とし、情報を伏せているんですけども、そこがちょっとよくわからなかったのと、まだ調査途中ということで、残りの数ヶ月ではどんなことが期待されるというか、予想されるのか教えてください。

【事業者】

御質問ありがとうございます。資料につきましては、委員の皆さまにお配りしているものが、速報版になりますが全部の情報を載せているものです。スライドで画面共有したものが、公開版ということでかなり簡潔にまとめたものです。

また、調査については今年7月までを予定しています。今後の確認の見込みとしては、イヌワシの繁殖サイクルでいうと、繁殖していれば今が幼鳥が卵から孵って、巣の中で子育てしている状態の時期になります。今後、繁殖していれば親鳥の餌運び行動ですとか、6月7月になれば幼鳥が巣の周囲を飛んだりといった記録が取れるものと思います。そういったところも含め、今シーズンの繁殖の成否を判断したいと思っております。

【審査会委員・専門委員】

やはりそこを確認しないと、判断に至らないという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】

そうですね。その前の時点でも繁殖の兆候といったものがあればある程度判断できるんですけども、いわゆる繁殖の成功というものは、幼鳥が巣立って独り立ちするところまでの確認が必要になります。そういったところが今後の調査で期待するところです。

【審査会委員・専門委員】

はい。今回追加調査ということで、準備書にはないんですけども、最終的な評価書には追加して頂けるということでよろしいでしょうか。

【事業者】

そのとおり検討しております。

【審査会委員・専門委員】

少し確認したいのですが、山形県の審査会では、地形地質に関する指摘事項があれば御紹介をお願いします。

【事業者】

山形県は今後審査会が開かれますので、具体的にはまだ頂いておりません。

【審査会委員・専門委員】

山形県側のことなので質問を控えていたのですが、ちょうどスキー場に少しかかりますよね。あの辺りがかなり地形が乱れていて、いわゆる地滑り、土砂災害が昔あった痕跡がかなり多く残っている。そういうものがちょっと見えるので、その対応はどうなのかなと思っていたので、もしわかれば教えてください。

【事業者】

ありがとうございます。おっしゃられたとおり、スキー場の周りにはそのような地形があるところがありますので、今後地質調査等踏まえながら、詳細に検討を進めていきたいと考えております。

【審査会委員・専門委員】

できればこれは評価書のほうに書いていただくといいかなと思いますのでよろしくをお願いします。

【事業者】

ありがとうございます。検討させていただきます。

※ 以上で質疑応答は終了した。

(3) その他

事務局から、知事意見通知までの手続きについて説明した。

また、時間の都合で指摘できなかった事項、意見を述べるできなかった事項は、後日、事務局からの意見照会等により対応する旨について説明した。